

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 題名

法律の題名を「中小企業等経営強化法」に改めること。

(題名関係)

第二 目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第三 定義の追加

(第二条関係)

一 この法律における「中小企業者等」の定義をすること。

二 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上の

ための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいうものとする。

第四 基本方針において定めるべき事項の追加

(第三条関係)

一 中小企業等の経営力向上の内容、実施方法等に関する事項を追加すること。

二 経営力向上の支援体制の整備に関する内容や実施体制等に関する事項を追加すること。

第五 事業分野別指針

主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、専門家その他の関係者の意見を聴いて、経営力向上の内容、実施方法、その支援体制の整備等に関し、経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野に係る経営力向上に必要な事項について、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができるものとする。

(第十二条関係)

第六 経営力向上計画の認定等

(第十三条から第十五条まで関係)

一 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（以下「経営力向上計画」

という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、申請された経営力向上計画について、経営の向上の程度を示す指標、経営力向上の内容及び実施時期が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らし適切なものであり、かつ、必要な資金の額及びその調達方法並びに経営力向上設備等の種類等が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、特に経営力向上に資するものとして経済産業省令で定めるものとする。

四 認定を受けた経営力向上計画の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた経営力向上計画（以下「認定経営力向上計画」という。）の認定の取消について規定すること。

五 主務大臣は、経営力向上計画の認定等のために必要があると認めるときは、認定事業分野別経営力向

上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。

第七 中小企業信用保険法の特例の追加

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定経営力向上事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする。

(第十六条関係)

第八 中小企業投資育成株式会社法の特例の追加

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定経営力向上事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引き受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができるものとする。

(第十七条関係)

第九 株式会社日本政策金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫は、中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経

営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入に係る債務の保証を行うことができるものとする。
（第十八条関係）

第十 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う営力向上促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者等（中小企業者及び組合等を除く。）が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等（中小企業者及び組合等を除き、会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行うことができるものとする。
（第十九条関係）

第十一 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務を保証することができるものとする。
（第二十条関係）

第十二 経営革新等支援業務の追加

認定経営革新等支援機関が行う経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析並びに指導及び助

言等の業務に、経営力向上に係るものを追加すること。

(第二十一条関係)

第十三 認定事業分野別経営力向上推進機関

(第二十六条から第三十条まで関係)

一 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、事業分野別指針が定められた事業分野において、当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修並びに当該事業分野における経営力向上に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行う者であつて、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野別経営力向上推進業務を行うものとして認定することができるものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関は、変更があつたときは遅滞なく、変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならないものとする。

三 主務大臣は、事業分野別指針に照らし認定事業分野別経営力向上推進機関の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

四 主務大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関が三の命令に違反したときは、その認定を取り消すことができるものとする。

五 中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他事業分野別経営力向上推進業務の実施に関し必要な協力の業務を行うものとする。

六 政府は、経営力向上を行うとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、労働者の知識及び技能の向上に係る研修等の業務を行う認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

第十四 報告の徴収

(第四十七条関係)

一 主務大臣は認定経営力向上事業を行う者に対し、認定経営力向上計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

二 主務大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、事業分野別経営力向上推進業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

第十五 主務大臣

この法律における主務大臣について定めること。

(第四十九条関係)

第十六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所用の経過措置等について規定すること。

(附則第二条、第四条、第九条、第十三条、第十五条及び第十六条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条、第五条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条関係)